

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島3丁目6番16号		平成29年9月28日 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹 電話 06 - 6441 - 8821					
主たる業種	電気業	細分類番号	3 3 0 0				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境との関わりが深いエネルギー事業者として、社会から信頼される企業グループであるために、低炭素社会の実現に向けた取組みの推進に加え、循環型社会の実現に向けた活動の展開、地域環境保全対策の推進、環境管理および環境コミュニケーションの推進を環境行動方針として定め、環境管理に関する全社の具体的行動計画「エコ・アクション」を毎年策定し、これに基づき環境活動を進めています。						
計画を推進するための体制	CSR推進会議・環境部会 (主査:常務取締役) を設置し、環境管理システムを構築し、具体的行動計画の策定やチェックアンドレビュー等を行っています。また、社長を環境管理の責任者とし、環境室長が社長を補佐して全社の環境管理活動を推進し、関係各所の長は環境管理者として所管業務の環境管理活動を推進しています。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,968.3 トン	5,964.3 トン	5,964.3 トン	5,964.3 トン	-0.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,964.3 トン	5,828.0 トン	5,828.0 トン	5,828.0 トン	-2.3 パーセント	
目標の根拠	第2計画期間において、3%以上の削減を達成しているため、現状の取組みを継続する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	6.02	5.92	5.92	5.92	-1.66 パーセント
	事務所	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	事務所を対象に延床面積当たりの電気使用に伴う温室効果ガス排出量を指標とし、省エネルギー活動を推進する。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		153.0 パーセント	146.0 パーセント	146.0 パーセント	146.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	オフィスの省エネ・省資源活動、適切な運用等により確実にSF6ガスを回収する。					
	(30) 年度	オフィスの省エネ・省資源活動、適切な運用等により確実にSF6ガスを回収する。					
	(31) 年度	オフィスの省エネ・省資源活動、適切な運用等により確実にSF6ガスを回収する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤に利用する一般交通機関が全くない場合や交替勤務者で一般交通機関の利用が事実上不可能である場合等、一定の条件を満たさない場合は、私有車通勤を認めない。					
	上記の措置を採用する理由	従業員の通勤については、原則公共交通機関を利用することとしている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・ 植樹活動や環境イベントへの出展、学校への環境出前教室など、地域社会やお客さまと一緒に環境について考え行動する環境意識啓発活動に取組みます。 ・ ご家庭のお客さまに対してご要望に応じた省エネルギーコンサルティング活動や、インターネットを活用した電気ご使用状況やCO2排出量の見える化サービス「はびeみる電」のご紹介を実施するとともに、法人のお客さまに対して、最適なエネルギーシステムとその運用方法をご提案するなど、省エネ・省コスト・省CO2活動に取組みます。						
特記事項	・ 超過削減量の差引 H29年度: 136.3t H30年度: 136.3t H31年度: 136.3t						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都駅ビル開発株式会社 代表取締役社長 福山隆夫 電話 075-361-4453					
主たる業種	不動産賃貸業	細分類番号	6	9	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成28年度温室効果ガス排出量を維持する。						
計画を推進するための体制	外部有識者によるコミッションング会議を定期的に開催し、新設機器の性能検証を行っている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,870.2 トン	5,752.8 トン	5,695.3 トン	5,638.3 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,870.2 トン	5,752.8 トン	5,695.3 トン	5,638.3 トン	-3.0 パーセント	
目標の根拠	平成28年度排出量実績を目標の基準とする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	商業施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/1000)	81.25	79.62	78.83	78.04	-2.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	平成28年度排出量実績を目標の基準とする。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	117.0 パーセント	117.0 パーセント	117.0 パーセント	117.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	熱源更新により導入した機器の更なる高効率化を図る。(28年度比-2%)					
	(30)年度	蒸気配管の高温水化を推進し、温熱源の省エネ化を図る。(29年度比-1%)					
	(31)年度	空調機(AHU)の更新を実施し、二次側熱源設備の省エネ化を図る。(30年度比-1%)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	自家用車による通勤を禁止している。					
	上記の措置を採用する理由	事故防止、省エネルギー					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市「DO YOU KYOTO」環境省地球温暖化防止キャンペーンに協力し、ライトダウンを実施。また節電を継続して実施している。						
特記事項	平成28年度に竣工した熱源更新工事により、大幅なエネルギー量の削減を実現した。29年度以降は28年度の実績をベースに更なる高効率化による削減を図る。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 19日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町126		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都環境保全公社 代表取締役 鍋谷 剛 電話 075 - 622 - 8080					
主たる業種	産業廃棄物処理業	細分類番号	8 8 2 2				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	産業廃棄物のリサイクルの推進、日常的な省エネ活動の推進に取り組み、平成23～25年度の平均の温室効果ガスから平成29～31年度までの温室効果ガスを3ヶ年平均で3.0%削減する。(3ヶ年で9.0%削減)						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステム運用の推進を図る環境委員会の下部組織である省エネ部会で削減計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (廃棄物搬入量)	38,021.7 トン	37,326.5 トン	37,326.5 トン	37,326.5 トン	-1.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	37,524.8 トン	36,399.1 トン	36,399.5 トン	36,399.5 トン	-3.0 パーセント	
	目標の根拠	廃プラスチックの委託量増加、廃プラスチックのリサイクル推進、焼却施設内照明LED化、噴霧用コンプレッサの運用改善等により、削減目標達成を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (廃棄物搬入量)	6.76	6.62	6.62	6.62	-2.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	設備管理の徹底、安定燃焼による効率の良い運転をすることで原単位の改善を目指す。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		129.0 パーセント	129.0 パーセント	129.0 パーセント	129.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	噴霧用コンプレッサの運用改善					
	(30)年度	焼却施設内照明LED化					
	(31)年度	廃プラスチックの委託量増加、廃プラスチックのリサイクル推進					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社員行動指針実行項目に毎月16日をエコ通勤の日と定め、実施に努める。					
	上記の措置を採用する理由	温室効果ガス削減に寄与できるだけでなく、社員の環境への取組意識の向上に繋がるから。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・排出事業者、行政、学校、地元自治会、各種団体の施設見学を積極的に受入れ、当社の環境管理活動への理解を深めてもらう。・「Do You Kyoto? プロジェクト」ライトダウンに参加。・京都府インターネット環境家計簿に参加。・京都市「四季の花ストリート事業」御池通りスポンサー花壇に協賛。						
特記事項	・超過削減量の差引を行う。(平成29年度 927.4トン、平成30年度 927トン、平成31年度 927トン) ・排出事業者、行政、学校、地元自治会、各種団体の施設見学を積極的に受入れ、当社の環境管理活動への理解を深めてもらう。・環境報告書を発行して、当社の環境管理活動の情報を広く外部に発信する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成29年9月29日					
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都銀行 代表取締役 土井 伸宏 電話 075-361-2277					
主たる業種	金融業	細分類番号				6 2 2 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	基準年度(平成26~28年度平均)より、平成31年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	環境問題は経営の重要課題と位置付け、取締役を構成員とした「環境会議」を開催し、積極的・継続的に環境保全活動を推進している。省エネルギー、省資源、リサイクル活動を実施し、排出量削減を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,308.6 トン	8,230.5 トン	8,128.7 トン	8,014.2 トン	-2.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,229.6 トン	8,140.5 トン	8,078.7 トン	7,966.9 トン	-2.0 パーセント	
	目標の根拠	クールビズ、ウォームビズの活動等による節電の推進に力を置くことで、目標の目標削減率2%を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積÷100)	3.20	3.17	3.13	3.08	-2.29 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	全行的に節電を推進し、年1%以上の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		105.0 パーセント	105.0 パーセント	111.0 パーセント	111.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進					
	(30)年度	例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進					
	(31)年度	例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤は原則不可 (店舗の立地条件および通勤事情よりみてやむを得ないと判断した場合、所属長が許可する)					
	上記の措置を採用する理由	従来より実施し、抑制効果がある。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成24年度より京都府、京都モデルフォレスト協会、京都産業大学、京都大学と連携し、京都市北区の本山国有林において「京銀ふれあいの森」を整備し、森林保全活動に取り組んでいる。						
特記事項	第2計画期間の超過削減量(187.3t-CO2)を平成29年度の排出量から90t-CO2、平成30年度の排出量から50t-CO2、平成31年度の排出量から47.3t-CO2分差引いて記載						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月28日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区松ヶ崎橋上町1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 国立大学法人 京都工芸繊維大学 学長 古山 正雄 電話075-724-7082					
主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26～28年度の年平均値を基準量に、温室効果ガス排出量を年平均23%削減する。						
計画を推進するための体制	施設委員会及びエネルギー管理専門部会を中心に実施計画を作成し、ESMS活動の一環として省エネ活動を推進するための体制						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,701.2 トン	4,342.9 トン	4,276.7 トン	5,902.3 トン	-15.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,296.7 トン	4,342.9 トン	4,276.7 トン	5,902.3 トン	-23.1 パーセント	
目標の根拠		照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	松ヶ崎・嵯峨	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	5.19	3.84	3.78	5.22	-17.53 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		94.0 パーセント	94.0 パーセント	94.0 パーセント	94.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
	(30)年度	照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
	(31)年度	照明設備及び空調設備を高効率型に更新する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	学内駐車場の有料化					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境科学センター主催の公開講演会「緑の地球と共に生きる」を毎年実施している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区上賀茂本山		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都産業大学 理事長 柿野 欽吾 075-705-1422					
主たる業種	教育	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度～平成28年度の排出量を基準に平成31年度の温室効果ガス排出量を約2.5%削減する。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進委員会において、省エネの推進体制を整える。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,184.0 トン	9,435.8 トン	8,953.0 トン	8,470.7 トン	-2.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,299.4 トン	9,435.8 トン	8,953.0 トン	8,470.7 トン	-3.7 パーセント	
目標の根拠	学内各所のキュービクル省エネトランスへの更新・照明のLED化により省エネを目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	教育施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	5.87	6.03	5.73	5.42	-2.44 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	学内各所のキュービクル省エネトランスへの更新・照明のLED化により省エネを目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	62.0 パーセント	62.0 パーセント	62.0 パーセント	62.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	学内各所のキュービクル省エネトランスへの更新・照明のLED化					
	(30)年度	学内各所のキュービクル省エネトランスへの更新・照明のLED化					
	(31)年度	学内各所のキュービクル省エネトランスへの更新・照明のLED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤者の台数制限・条件による許可制 バス利用促進のため、京都市交通局へのバス増便の要請					
	上記の措置を採用する理由	大学施設内への建物建築に伴うスペースの減少、安全配慮のため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に進める。						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市 京都市長 門川 大作 電話 075 - 222 - 3111					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	省エネルギーに加え、再生可能エネルギーの利用及びごみ発電により温室効果ガス排出量を最大限削減し、平成29～31年度の平均排出量を基準年度比3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とした「京都市地球環境・エネルギー政策推進本部」による指導のもと、オフィス系関連庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等を活用し、環境に配慮した取組を推進していく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	218,691.8 トン	207,068.0 トン	196,212.3 トン	184,363.5 トン	-10.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	220,946.8 トン	194,989.9 トン	184,134.2 トン	172,284.9 トン	-16.8 パーセント	
目標の根拠		エネルギー使用量について、毎年度、前年度比で1%削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積[m2]×1/100)	10.89	10.32	9.77	9.18	-10.41 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		延床面積は業務系の代表的な原単位指標であり、エネルギー使用量との相関が高いため、施設の増減については変更計画書で対応するため、延床面積は固定して算定している。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		96.0 パーセント	96.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	京都市役所CO2率先実行計画及びKYOMSに基づき、ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、不要な照明の消灯等を全庁的に実施する。					
	(30)年度	京都市役所CO2率先実行計画及びKYOMSに基づき、ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、不要な照明の消灯等を全庁的に実施する。					
	(31)年度	京都市役所CO2率先実行計画及びKYOMSに基づき、ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、不要な照明の消灯等を全庁的に実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、徒歩による通勤への転換を図るため、エコ通勤の取組を引き続き実施する。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関での出勤が困難な一部事業所を除き、原則マイカー通勤が禁止されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	6628.4 トン	6628.4 トン	6628.4 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		9942.6 トン	9942.6 トン	9,942.6 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成26年3月に改正した「京都市地球温暖化対策計画(2011～2020)」に掲げた各施策について着実に取り組んでいく。						
特記事項	超過削減量(6,407t)を29年度に2135.5t、30年度に2135.5t分、31年度に2136.0t差し引いた。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地		平成29年9月19日					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市教育委員会 京都市教育長 在田 正秀 電話 075-222-3767							
主たる業種	教育, 学習支援業全般	細分類番号	8	1	2	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年～28年度平均を基準に、平成29年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	「京都市役所CO2削減アクションプラン」を効果的・効率的に推進するために平成17年4月に設置した市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部(市長部局所管)」による指導のもと、京都市役所本庁舎、区役所・支所等のオフィス系関連庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等により、京都市立学校・幼稚園及び教育関係施設の特性を踏まえた実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	31,461.9 トン	20,255.1 トン	20,255.1 トン	20,255.1 トン	-35.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	28,180.9 トン	19,072.1 トン	19,072.1 トン	19,072.1 トン	-32.3 パーセント	
	目標の根拠	子どもたちの学習指導環境や来訪される市民の方々の利用環境を維持し、健康状態への配慮を行いながら、可能な範囲で省エネ対策の実施を継続しつつ、学校園等の照明及び空調機の高効率化及び断熱化を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所, 学校	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/1000)	19.04	12.26	12.26	12.26	-35.61 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	エネルギー使用量に最も関連が深い指標であるため。					
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	111.0 パーセント	122.0 パーセント	122.0 パーセント	122.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	子どもたちの学習指導環境や来訪される市民の方々の利用環境を維持し、健康状態への配慮を行いつつ、可能な範囲で省エネ対策を実施する。					
	(30)年度	子どもたちの学習指導環境や来訪される市民の方々の利用環境を維持し、健康状態への配慮を行いつつ、可能な範囲で省エネ対策を実施する。					
	(31)年度	子どもたちの学習指導環境や来訪される市民の方々の利用環境を維持し、健康状態への配慮を行いつつ、可能な範囲で省エネ対策を実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、徒歩による通勤への転換を図るため、市教委職員については市長部局と同様のエコ通勤の取組を実施。また、学校園に勤務する教職員についても学校園に即した基準を策定し、平成22年4月から本格実施。					
	上記の措置を採用する理由	エコ通勤の取組実施に伴い、多くの市教委職員及び教職員からの協力が得られやすいと考えたため。					
森林の保全及び整備, 再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン		トン		トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン		トン		
合計	0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	第1年度(29年度)～第3年度(31年度)のいずれも、1,183トンの超過削減量の差し引きを実施						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条東山王町1-2		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市上下水道局 京都市公営企業管理者上下水道局長 山添 洋司 電話 075-672-7706(代表)					
主たる業種	下水道処理施設維持管理業	細分類番号	3	6	3	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	京都市役所CO2削減率先実行計画に掲げた目標である、平成16年度を基準に平成32年度の温室効果ガス排出量を11.6%削減を維持したうえで、更なる温室効果ガスの削減を図る。						
計画を推進するための体制	技術長をエネルギー管理統括者、技術監理室長をエネルギー管理企画推進者とし、基本方針に示した計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	117,699.0 トン	117,756.9 トン	115,171.3 トン	112,933.0 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	119,130.5 トン	107,280.1 トン	104,944.1 トン	102,705.9 トン	-11.9 パーセント	
目標の根拠	設備機器類の効率的な運用や継続的な節電への取組のほか、給水量の自然減少により、使用電力量削減を見込む。汚泥消化タンクの更新により、焼却炉で使用する消化ガスを大幅に増加することが可能になり、都市ガス使用量の削減が見込める。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	下水処理場	事業活動に伴う排出の量 (計画下水処理量)	4.01	4.01	3.93	3.85	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	平成30年度以降、鳥羽水環境保全センターの汚泥消化タンク再整備に伴い、消化ガス発生量が増加することで、焼却炉で使用する都市ガス使用量を削減し、温室効果ガスの削減につなげる。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		131.0	131.0	131.0	131.0	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器更新に伴う高効率機器の導入、機器の適正な運転管理を実施。					
	(30)年度	機器更新に伴う高効率機器の導入、機器の適正な運転管理を実施。汚泥消化タンク再整備に伴う、消化ガス発生量の増加。					
	(31)年度	機器更新に伴う高効率機器の導入、機器の適正な運転管理を実施。汚泥消化タンク再整備に伴う、消化ガス発生量の増加。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自家用車の事業所敷地内駐車を原則禁止とし、例外として事業所が公共交通機関では通勤することが困難な場所にある場合、及び管理者が特別な事情があると認める場合に限り許可している。					
	上記の措置を採用する理由	「京都市役所CO2削減率先実行計画」に基づき、通勤に係る自動車等の走行によるエネルギー使用削減を全市的に進めているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	2258.9	トン	2092.5	トン	2092.5	トン
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計	3388.4	トン	3138.8	トン	3,138.8	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	低炭素社会を実現するために、①下水汚泥から発生する消化ガスの有効利用量を増加させる②下水汚泥の一部をセメント原料とする③下水汚泥から固形燃料化を検討する等、資源循環の推進をしている。また、事業所の見学会の実施や一般公開、環境報告書等により、環境問題への取組を積極的にPRする。						
特記事項	第二計画期間の超過削減量は21,265.4トンであり、そのうち平成29、30年度に7088.5トンづつ、平成31年度に7,088.4トン差し引く計画である。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市西京区山田平尾町17番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 社会福祉法人京都社会事業財団 会長 野口雅滋 電話 075 - 391 - 5811					
主たる業種	一般病院	細分類番号	8 3 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	省エネ改善活動を効果的に推進、温室効果ガス排出量の削減に努める。						
計画を推進するための体制	各施設担当を中心に管理体制を整備する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,652.3 トン	10,382.0 トン	10,264.1 トン	10,256.1 トン	-3.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,475.1 トン	10,299.9 トン	10,182.0 トン	10,174.0 トン	-2.5 パーセント	
	目標の根拠	引き続き熱源管理、漏水対策、照明設備の高効率化により削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	病院	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100㎡)	15.23	14.63	14.47	14.45	-4.68 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	誘導灯、照明設備を高効率な設備に更新することで削減を目指す。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	熱源水(冷温水二次)ポンプ4台にインバーター導入					
	(30)年度	熱源機器の適正な温度設定、及び運転台数制御管理					
	(31)年度	誘導灯、非常照明、一般照明のLED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自己の自動車等での通勤に関してはいくつかの条件(通勤距離・保育園の送迎・夜間勤務者等)を設置し、自動車通勤希望者で該当する者だけに自動車通勤の許可を与えている。					
	上記の措置を採用する理由	通勤における自己の自動車等を使用する台数は上記措置の結果抑える事が出来ている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	介護施設では、居室に「よしず」をたて、夏の日差しを遮ることで空調効率を高める。資源のリサイクル。エコキャンプの回収。						
特記事項	第2計画期間の超過削減量246.3トンについて、平成29年度に82.1トン、平成30年度に82.1トン、平成31年度に82.1トンを排出量から差し引いて記載している。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成29年10月6日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区今熊野北日吉町35番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都女子学園 理事長 芝原 玄記 075-531-7036

主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1
-------	----	-------	---------------

事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号
--------	---

計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで
------	--------------------

基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の原単位当たりの温室効果ガス排出量を5%以上削減を目標とする。
------	---

計画を推進するための体制	財務部施設課において、エネルギー消費効率改善の施策を講じる。
--------------	--------------------------------

温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,235.5 トン	4,228.2 トン	4,165.9 トン	4,103.5 トン	-1.7	パーセント
	評価の対象となる排出の量	4,334.8 トン	4,228.2 トン	4,165.9 トン	4,103.5 トン	-3.9	パーセント
目標の根拠		第2計画期間に設定した「原単位当たりの温室効果ガス排出量を5%以上削減」は達成することが出来た。第3計画期間においても、引き続き設定目標を達成すると共に、更なる温室効果ガス削減に向けて、より一層努力するものである。					

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	学校	事業活動に伴う排出の量 (延床面積㎡)	43.38	40.50	39.90	39.30	-8.02	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		第2計画期間に設定した「原単位当たりの温室効果ガス排出量を5%以上削減」は達成することが出来た。第3計画期間においても、引き続き設定目標を達成すると共に、更なる温室効果ガス削減に向けて、より一層努力するものである。						

重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
	26.0 パーセント	136.0 パーセント	136.0 パーセント	136.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備を努めるとともに、夏期間中(6月末~9月末)に「クールビズ」を実施する。
	(30)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備を努めるとともに、夏期間中(6月末~9月末)に「クールビズ」を実施する。
	(31)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備を努めるとともに、夏期間中(6月末~9月末)に「クールビズ」を実施する。

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	学生・生徒・児童について公共交通機関の利用を原則とし、学生についてはバイクの使用も原則として禁止するなどの指導を行っている。また、平成23年度に屋内駐輪場を新設し、より自転車の利用を促した。
	上記の措置を採用する理由	9000人にも学生・生徒・児童が在席しており、学生への指導による自家用車等の使用の抑制に対する効果は高いと考える。

森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①附属小学校に太陽光発電システムを設置している。②京都市左京区大原尾越町に257,937㎡の自然林(京女の森)を所有しており、当該自然林は、国により水源涵養保安林に指定されている。
-------------------	--

特記事項	①冷暖房時の適切な温度設定管理を実施するため、学園全体に文書を配布し、周知している。②夏期間中(6月末~9月末)に「クールビズ」を実施している。③冷暖房設備切替作業と併せて、学園内各校舎角質の室内機のフィルター清掃を定期的に行っている。④学園内で発生する資源ゴミ(紙・缶・びん・ペットボトル、金属等)を分別回収し、業者引取によるリサイクルを実施している。
------	---

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市中京区壬生東高田町1-2		地方独立行政法人 京都市立病院機構 理事長 森本 泰介 電話 075-311-5311					
主たる業種	病院	細分類番号 8 3 1 1					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	医療サービスに必要な療養環境を満たしつつ、地球環境に与える影響を考慮し、効率の良いエネルギー使用に努める。京都環境マネジメントシステムを運用し、環境宣言に基づく行動を促す。						
計画を推進するための体制	地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画(平成27~30年度)に基づく削減とともに、KES運用に伴い、院長を最高責任者として、各部署ごとの目標を定め、院内全般での着実な取り組みを促す。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,807.7 トン	6,646.0 トン	6,570.5 トン	6,544.6 トン	-3.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,273.1 トン	6,646.0 トン	6,570.5 トン	6,544.6 トン	-9.4 パーセント	
目標の根拠	地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画(平成27~30年度)や、KES中期目標(平成28~30年度)に沿った削減を行うものとする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	病院	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	12.13	11.85	11.71	11.67	-3.19 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	温室効果ガスの排出実績や削減目標に伴う、原単位の目標設定としている。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	92.0 パーセント	92.0 パーセント	104.0 パーセント	112.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	KES2年目の取り組みとあわせてエネルギー使用量の削減に努めるほか、院内部署単位での着実な推進に努める。					
	(30)年度	院内での環境啓発のため、環境研修などの機会を通じて環境意識の向上に努める。					
	(31)年度	エネルギー診断の結果をふまえ、診断機器の運用の改善と省エネルギー化を可能な限り推進し、さらに効率的な取り組みを行う。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	緊急時を除く公共交通機関の利用促進					
	上記の措置を採用する理由	病院という施設用途であり、職員の通勤圏は比較的近傍が多い。これに加えて、公共交通機関や徒歩・自転車などの通勤手段の活用を促す。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地		京都信用金庫 理事長 増田 壽幸 電話 075 - 211 - 2111					
主たる業種	協同組織金融業(信用金庫)	細分類番号	6 3 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	基準年度(平成26~28年度平均)より平成31年度までに温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	平成24年10月1日にKES・環境マネジメントシステムスタンダードステップ2SRの認証を受け、全店ベースで継続的に環境保全活動を推進している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	4,060.7 トン	3,990.3 トン	3,929.2 トン	3,870.4 トン	-3.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,129.6 トン	3,990.3 トン	3,929.2 トン	3,870.4 トン	-4.8 パーセント	
	目標の根拠	役職員全員、意識をもってKES活動に取り組み、実行計画の確実な実施により排出量削減を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	5.62	5.53	5.44	5.36	-3.14 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 (延床面積)					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	全店的に更なる節電を推進し、年1%の削減を図る。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		118.0 パーセント	118.0 パーセント	118.0 パーセント	125.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり、環境マネジメントシステムの適用					
	(30)年度	当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり、環境マネジメントシステムの適用					
	(31)年度	当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり、環境マネジメントシステムの適用					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特別許可の無いものは原則マイカー通勤禁止					
	上記の措置を採用する理由	社内規定によるものであり、全員遵守している					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・地域の清掃活動 ・森林保全活動 ・地域の子供向け環境教育の実施 ・環境定期預金を販売、預金残高の0.002%を「京都みどりプロジェクト」他に寄付。						
特記事項	平成29年4月に2事業所廃止						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区木津屋橋通烏丸西入東塩小路町579番地27 木津屋橋ビル		平成29年 9月28日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都ステーションセンター株式会社 代表取締役社長 押川 正大 電話 075-365-7516					
主たる業種	貸事務所業	細分類番号				6 9 1 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー消費管理の徹底、省エネ設備・器具の導入をこれまで以上に積極的に推進し又、テナントへもそのような設備の導入を指導し資源の適正かつ有効な活用を通じて地球環境に優しい企業を目指す。						
計画を推進するための体制	社長をはじめ取締役及び設備担当者を中心として環境宣言の基、エネルギーの適正管理、省エネ施策の推進を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,824.6 トン	3,778.8 トン	3,736.1 トン	3,695.3 トン	-2.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,898.9 トン	3,778.8 トン	3,736.1 トン	3,695.3 トン	-4.2 パーセント	
目標の根拠	LEDの推進(平成31年度に90%以上の照明をLEDとする)、空調機更新等にはトップランナーモーターを採用し温室効果ガスの排出量の削減を推進する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	地下街	事業活動に伴う排出の量 床面積21.97㎡×20	8.70	8.60	8.50	8.41	-2.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	事業活動に密接に関係する床面積を原単位として採用。LED化を中心としプラス省エネ型空調の導入を目標の根拠とする。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント	120.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	LED化、省エネ型空調の導入、当社社員並びにテナント従業員の一人ひとりが環境負荷低減に積極的に取り組める体制を整える。					
	(30)年度	上記施策を継続実施。					
	(31)年度	上記施策を継続実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関並びに自転車の通勤以外の手段を認めない。(公共交通機関が無い場合を除く)					
	上記の措置を採用する理由	環境負荷低減					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・京のアジェンダ21フォーラムのパートナーシップに基づく地域の環境改善活動への積極的な参画。 ・KES・環境マネジメントシステム・スタンダードを平成29年8月取得。 (これまではISO14001認定)						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 27日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都生活協同組合 専務理事 大島 芳和 電話 075 - 672 - 6304					
主たる業種	各種食品小売業	細分類番号	5 8 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	基準年度(2005年)をもとに、2020年度のCO2排出量を15%削減することをめざします。この目標を省エネ機器設備の導入や再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費効率の向上、マネジメント活動の推進などにより実現します。						
計画を推進するための体制	環境管理責任者の統括のもと環境管理委員会を設置し、日本生協連の「全国の生協の温室効果ガス総量削減長期計画」と結合させて進捗管理を実施していきます。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,874.6 トン	6,841.4 トン	6,773.0 トン	6,705.3 トン	-1.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,730.7 トン	6,841.4 トン	6,773.0 トン	3,768.2 トン	-13.9 パーセント	
目標の根拠		店舗での冷凍・冷蔵施設、空調施設の機器更新、及びリニューアルに際してのLED照明の採用。(株)ファイナルゲートの「省エネチューニング」実施。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業系合計	事業活動に伴う排出の量 (供給高 億円)	16.36	15.40	14.95	14.19	-9.25 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		新店により供給高が増加することを想定しています。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	(株)ファイナルゲートの「省エネチューニング」実施。職員による「キープ28」「キープ20」の省エネ活動の実施。					
	(30)年度	(株)ファイナルゲートの「省エネチューニング」実施。職員による「キープ28」「キープ20」の省エネ活動の実施。					
	(31)年度	(株)ファイナルゲートの「省エネチューニング」実施。職員による「キープ28」「キープ20」の省エネ活動の実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	職員駐車場の用地を別途借りている事業所において、公共交通機関で通勤可能な職員へ働きかけを行うと共に、駐車費用の負担についても適正化に向けて検討を行う。					
	上記の措置を採用する理由	事業所の多くが、公共交通機関での通勤が不便な立地となっており、実施が難しい状況であった。引き続き職員の理解を得られるよう取組を進める。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ライトダウンキャンペーン(夏至・七夕)への参加。マイバック持参率93.4%。容器包装の店舗での回収。PETボトルキャップの全店での回収実施。京都モデルフォレスト運動に参加し亀岡市旭町三俣地区での森林保全を、職員・組合員によるボランティアで年間2回実施し、森林整備を実施。						
特記事項	超過削減量については、第3年度で2937.1tを差し引きを行います。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市左京区吉田本町		国立大学法人 京都大学 学長 山極 壽一 電話 075-753-7531					
主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	温室効果ガスの排出量を平成28年度を基準に、平成29年度から平成31年度までの3年間の年平均3%以上を削減する。						
計画を推進するための体制	環境安全保健機構長を委員長として、環境・エネルギー専門委員会において削減計画をすすめ、エネルギー管理、排出量削減計画の企画及び実施を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	107,427.2 トン	97,978.2 トン	97,675.9 トン	97,373.6 トン	-9.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	111,007.0 トン	97,803.4 トン	97,501.1 トン	97,198.8 トン	-12.2 パーセント	
	目標の根拠	平成20年度より行っている環境賦課金制度において、平成29年度以降も第二計画期間同様にE S C O事業等により、照明設備のLED化、空調設備や換気設備、熱源設備の高効率化等を行い基準年度比で年平均3%削減を目標とする。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (建物延べ面積×1/100)	10.04	9.16	9.13	9.10	-9.06 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	温室効果ガスの排出量削減目標と同様に、環境賦課金制度において、前年度比1%の削減を目標とする。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		116.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器の適正管理、省エネ改修(空調・照明他)工事					
	(30)年度	機器の適正管理、省エネ改修(空調・照明他)工事					
	(31)年度	機器の適正管理、省エネ改修(空調・照明他)工事					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	いちにちいちエコとのキャッチフレーズで、即実践可能な環境配慮行動として、交通機関の利用、近場へは徒歩や自転車での移動を促している。					
	上記の措置を採用する理由	大学における社会的責任として、様々な点の環境配慮行動をアナウンスしており、上記はその内の一つとなっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地球温暖化に関する様々な公開講座等を実施した。						
特記事項	第二計画期間の超過削減量が524.4t-CO2であったため、全ての計画年度の評価の対象となる排出量は、毎年、超過削減量の174.8t-CO2ずつ差し引いて記載。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		平成29年9月29日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町9番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都中央信用金庫 理事長 白波瀬 誠 電話 075-223-2525						
主たる業種	協同組織金融業(信用金庫)			細分類番号	6	3	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号							
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	京都議定書採択の地である”京都”を地盤とする信用金庫として、また、CSRの一環として、地球環境保全活動に積極的に取り組み、地域社会の持続的発展に寄与していきます。							
計画を推進するための体制	平成22年4月1日に本店ビルにおいてISO14001の認証取得しその体制を継続している。新店舗や建替え店舗については環境配慮型店舗とし、本業においてはエコ定期預金の販売し環境に配慮している。							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	5,938.3 トン	5,878.7 トン	5,760.5 トン	5,644.7 トン	-3.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,342.4 トン	5,178.7 トン	5,060.5 トン	4,766.6 トン	-21.1	パーセント	
目標の根拠		年間1%削減を目標として設定する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (床面積×1/100)	5.99	5.93	5.81	5.69	-3.01	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		床面積の増加予定は現在未定であるので、現在の床面積で算出しています。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
		100.0	100.0	100.0	100.0			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	ISO14001による環境意識の継続と節電体制を継続するとともに、店舗のLED照明器化を進め、空調機の高効率化を進める。						
	(30)年度	ISO14001による環境意識の継続と節電体制を継続するとともに、店舗のLED照明器化を進め、空調機の高効率化を進める。						
	(31)年度	ISO14001による環境意識の継続と節電体制を継続するとともに、店舗のLED照明器化を進め、空調機の高効率化を進める。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 原則、公共交通機関による通勤を定め励行する。							
	上記の措置を採用する理由 交通事故、交通渋滞による延着リスクの回避と無駄なエネルギー消費を抑えるため。							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合 計	0.0	0.0	0.0	トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	再生可能エネルギーによる発電設備購入資金や節電・環境対策等設備 関連資金への融資、京都市信「スーパーエコロン」の販売や公立学校の校庭の芝生化を支援している認定NPO法人「芝生スクール京都」に寄付することを目的とした定期預金「芝生スクール応援定期預金Ⅱ」の販売。							
特記事項	超過削減量2,278.1トンは29年度700トン、30年度700トン、31年度878.1トンで評価の対象となる排出量から差し引いています。							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区猪熊通り五条下ル柿本町600番2		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京東急ホテル 代表取締役 小林 昭人 電話 075 - 341 - 2411					
主たる業種	宿泊業(ホテル業)	細分類番号	7 5 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギーの消費率の改善、廃棄物排出量の削減、全部門での環境マネジメントシステム導入による年平均2%以上のCO2排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	総支配人を最高責任者とする環境マネジメントシステムの実践と実施計画の策定、及び平成26年度から28年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,608.6 トン	3,534.5 トン	3,462.0 トン	3,390.4 トン	-4.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,608.8 トン	3,534.5 トン	3,462.0 トン	3,390.4 トン	-3.9 パーセント	
	目標の根拠	前年度に引き続き、今計画においても目標達成を目指し、各部門での電力・ガス使用量の削減に努め、平成31年度には2%削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	宿泊施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	11.80	11.55	11.32	11.08	-4.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		各部門での電力・ガス使用量の削減に努め、平成31年度には2%削減を目指す。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント	128.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(30)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(31)年度	機器の適正な管理に努め、更なる削減策を講ずる。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	原則マイカー通勤禁止					
	上記の措置を採用する理由	環境に配慮し、公共交通機関を利用しての通勤をさせている為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	グリーンコイン制度の導入(客室の備置されている対象アメニティ(歯ブラシ、髭剃り等)を使用されなかった場合、グリーンコインをフロントへ持参。集まったグリーンコインの枚数に応じて使用されなかったアメニティ分の金額を基金とする制度。平成19年12月より実施。)						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都府 京都府知事 山田 啓二 電話 075-414-4830					
主たる業種	都道府県機関	細分類番号	9 8 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	京都府の事務事業から排出する温室効果ガスを平成32年度までに平成23年度比で21%削減する。						
計画を推進するための体制	知事を本部長とする京都府地球温暖化対策推進本部を核に取組を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	35,636.9 トン	35,462.6 トン	34,977.5 トン	34,500.3 トン	-1.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	35,413.5 トン	35,062.4 トン	33,977.5 トン	33,500.3 トン	-3.5 パーセント	
	目標の根拠	「事業活動に伴う排出の量」をベースとし、基準年度比で、初年度は0.5%、その後は年1.4%程度の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (床面積/100)	5.33	5.31	5.23	5.16	-1.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	「事業活動に伴う排出の量」をベースとし、基準年度比で、初年度は0.5%、その後は年1.4%程度の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		88.0 パーセント	92.0 パーセント	92.0 パーセント	92.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。					
	(30)年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。					
	(31)年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	職員等の通勤実態を把握するための調査を行い、各勤務場所における交通条件、職員の勤務時間・形態等を踏まえながら、エコ通勤の推進に向けた指針等の策定を進める。なお、既に本庁舎においては、マイカー通勤を原則禁止し、公共交通機関の利用を進めている。					
	上記の措置を採用する理由	京都府の場合、各勤務場所の交通条件、職員の勤務時間・形態等が異なることから、これらを十分に考慮し、実施可能でかつ効果的な取り組みとすることが必要である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府地球温暖化対策条例に基づく施策展開。年1回の環境フェスティバルの開催など。府自らも屋上緑化や太陽光発電設備の設置、森林資源の有効利用などを実践。						
特記事項	超過削減量の差引：第1(29)年度400.2トン、第2(30)年度1,000トン、第3(31)年度1,000トン						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町4 6 5	平成29年9月30日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都府公立大学法人 理事長 長尾 真 電話 075-212-5406

主たる業種	大学	細分類番号	8	1	6	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26～28年度の平均排出量を基準に、平成31年度の延床面積あたりの事業活動に伴う排出の量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする地球温暖化対策推進本部のもとに、総務・経営担当理事を幹事長とする幹事会を設置し、法人における総合的な地球温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	24,374.3 トン	23,884.8 トン	23,641.9 トン	23,396.5 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,975.1 トン	23,884.8 トン	23,641.9 トン	23,396.5 トン	-5.4 パーセント	
目標の根拠	機器の適正な運転管理や業務の見直し等による総労働時間の縮減に努めるなど、節電・省エネルギー対策に取り組み、原単位当たりの温室効果ガス排出量を、3年間の年平均3%の削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	教育・医療	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	12.59	12.34	12.21	12.08	-3.02 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	機器の適正な運転管理や業務の見直し等による総労働時間の縮減に努めるなど、節電・省エネルギー対策に取り組み、3年間の年平均3%の削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		78.0 パーセント	82.0 パーセント	100.0 パーセント	121.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める。					
	(30)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める。					
	(31)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤手段は、自転車又は公共交通機関の使用を原則とし、やむを得ない者に限り自家用車での通勤を許可することとする。					
	上記の措置を採用する理由	従来より実施しており、自動車使用への一定の抑制効果が上がっているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府立大学では、附属農場や附属演習林において府民が参加できる公開講座やワークショップを実施し、環境問題の意識啓発につなげている。						
特記事項	永守記念最先端がん治療研究センターの稼働(化学療法室・PET検査、温熱療法室は平成30年2月頃、陽子線治療装置は平成31年に稼働予定)に伴う排出量削減計画の変更(基準年度排出量、計画年度の削減目標の変更)は、本格稼働後1年間の実績値が得られる平成31年度から検討する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更								
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 27日								
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京塚本町11番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 公益社団法人京都保健会 理事長 吉中丈志 電話075-813-5901								
主たる業種	病院、診療所等					細分類番号	8	3	1	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで									
基本方針	平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を5%以上削減する。									
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする省エネ推進本部において、平成28年度の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	3,582.7 トン	3,446.5 トン	3,376.2 トン	3,340.9 トン	-5.4	パーセント			
	評価の対象となる排出の量	3,469.9 トン	3,310.5 トン	3,240.2 トン	3,202.0 トン	-6.3	パーセント			
	目標の根拠	環境マネジメントのPDCAサイクルを活かし削減に取り組む。 老朽施設は順次建て替え等実施し、効率的なエネルギー利用とする。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率			
	医療施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1000)	108.98	104.84	102.70	101.63	-5.44	パーセント		
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント		
	原単位の指標及び目標の根拠	エネルギー問題を医療機関としても正面から受け止め、冷暖房使用(オン・オフ並びに設定温度)を徹底する。								
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考				
		5.0	5.0	5.0	5.0		パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	施設等の更新に努め、目標を達成する。								
	(30)年度	施設等の更新に努め、目標を達成する。								
	(31)年度	施設等の更新に努め、目標を達成する。								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	エコ出勤(マイカー出勤を控える)等を奨励し、医療従事者として健康と環境を結び付けられるように意識化する。								
	上記の措置を採用する理由	意識付けを行い行動目標として組織構成員への自覚を促す。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン					
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン					
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン					
	合 計	0.0	0.0	0.0	トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	異常気象の頻発は、地球温暖化抑制が差し迫った課題であることを示しています。原発にたよらず、再生可能エネルギーの普及、浪費的経済活動の一掃、低エネルギー社会を実現させることが必要です。当法人はそのため、省エネ・再生可能エネルギー利用に努め、温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化抑制に寄与します。									
特記事項	代表者の変更: 2017年6月17日 三浦次郎 ⇒ 吉中丈志 第二計画期間の超過削減量410.9トンを使用する。									

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29 年 11 月 6 日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537-4		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) ㈱京都ホテル 代表取締役社長 福永法弘 電話075-211-511					
主たる業種	宿泊業	細分類番号	7 5 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	独自に制定する「環境宣言」に基づく環境負荷の低減を基本に省エネルギー法に基づく使用量の対前年比1%の削減。						
計画を推進するための体制	省エネルギー委員会を中心に推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,151.2 トン	10,203.9 トン	10,103.1 トン	10,000.6 トン	-0.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,473.4 トン	10,203.9 トン	10,103.1 トン	10,000.6 トン	-3.6 パーセント	
目標の根拠		照明のLED化の推進、熱源・各種機器等のスケジュールの更なる見直し。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	宿泊施設	事業活動に伴う排出の量 延べ面積/100	13.28	13.35	13.22	13.08	-0.48 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		照明のLED化の推進、熱源・各種機器等のスケジュールの更なる見直し。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	照明のLED化の推進、熱源・各種機器等のスケジュールの更なる見直し。					
	(30)年度	照明のLED化の推進、熱源・各種機器等のスケジュールの更なる見直し。					
	(31)年度	コ・ジェネレーションの更新検討及び照明のLED化等					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤の禁止					
	上記の措置を採用する理由	会社には客用駐車場等は確保しているが、従業員用としては用意していないため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物の分別の徹底、生ごみ処理機導入による排出量ゼロ、京都市まち美化推進課主催のまち美化総行動に積極的に参加。建物周囲の清掃活動を自主的に実施。及び「DO YOU KYOTO?プロジェクト」によるライトダウの実施等。						
特記事項	1994年竣工以来省エネに積極的に取り組んでおりその効果は現れている。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 28日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒607-8414 京都市山科区御陵中内町5番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都薬科大学 理事長 土屋 勝 電話 075-595-4612					
主たる業種	大学	細分類番号 8 1 6 1					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	計画的に高効率の設備に改修するとともに老朽化した建物・建物設備については建替え等を行う。						
計画を推進するための体制	学長を責任者とした環境対策委員会を設置して、定期的に委員会を開催して年間活動方針等を決定している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)	4,597.7 トン	4,528.1 トン	4,435.1 トン	4,365.3 トン	-3.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,478.0 トン	4,528.1 トン	4,435.1 トン	4,365.3 トン	-0.8 パーセント	
	目標の根拠	愛学館のLED化により消費電力の削減を目指す。また、南校地バイオサイエンス研究センターで使用中のガスの使用量削減するため不必要時はボイラーを停止する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)	9.74	9.59	9.39	9.24	-3.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	愛学館内のLED化及び不必要な時間帯のボイラー使用停止により、削減可能な温室効果ガス排出量を試算した。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		94.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	愛学館のLED化前期工事。ボイラー使用時間削減					
	(30)年度	愛学館のLED化後期工事。ボイラー使用時間削減(継続)					
	(31)年度	躬行館のLED化前期工事。ボイラー使用時間削減(継続)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日は、ノーマイカーデーとし、マイカーでの通勤を控えることを呼びかける。					
	上記の措置を採用する理由	前期間においても、本活動を推進していたため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「DO YOU KYOTO?」活動に積極的に参加する。(ライトダウン、ノーマイカーデー参加)						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月15日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺南町134		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都リサーチパーク株式会社 代表取締役 松尾一哉 電話 075 - 322 - 7800					
主たる業種	リサーチパーク運営(テナントビル運営)		細分類番号 6 9 4 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー設備の整備、省エネルギーに繋がる効率的運転を行うことによりエネルギー消費を削減すると共に空調設定温度の見直し、省エネ機器採用推進などにより3%以上のCO2削減を目指す。						
計画を推進するための体制	社長を筆頭に営業技術部が地区全体のエネルギーの効率的運用と設備更新計画の推進を図り、営業開発部がテナント顧客に対して省エネルギーの推進を啓蒙することで地区全体のCO2削減を図っていく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,380.1 トン	4,393.8 トン	4,350.0 トン	4,306.4 トン	-0.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,438.3 トン	4,023.6 トン	3,979.8 トン	3,934.9 トン	-10.3 パーセント	
目標の根拠	共用部エネルギー消費の削減、設備の効率的運用に努め、年1%の温室効果ガス削減を実現する						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	テナントビル	事業活動に伴う排出の量 (共用部延べ床面積/100)	8.38	8.40	8.32	8.24	-0.72 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 (共用部延べ床面積/100)					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	地区全体の共用部で消費するエネルギーが対象であるため						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		108.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器の適正な運転管理に努める					
	(30)年度	機器の適正な運転管理に努める					
	(31)年度	機器の適正な運転管理に努める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤は認めていない					
	上記の措置を採用する理由	特になし					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	15.5 トン	15.5 トン	15.5 トン	太陽光発電		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計	23.3 トン	23.3 トン	23.3 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特に行っていない						
特記事項	超過削減量の差引 第1年度347.0t 第2年度347.0t 第3年度348.3t						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社近鉄・都ホテルズ 代表取締役社長 二村 隆 電話06-6774-7665					
主たる業種	ホテル業	細分類番号	7	5	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を年平均5%削減する。						
計画を推進するための体制	毎月開催する総支配人会議およびミーティングにおいて、エネルギー使用状況を管理し、エネルギーの把握・削減に努める。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,052.7 トン	18,929.7 トン	18,280.7 トン	17,636.9 トン	-4.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,852.2 トン	18,638.7 トン	17,989.7 トン	17,345.9 トン	-4.6 パーセント	
目標の根拠	業務部門の削減目標3%に対し、それを上回る削減目標5%を設定する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	ホテル	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/10)	1.34	1.33	1.29	1.24	-3.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	変圧器のトップランナー化、ボイラー等の更新を計画している。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	高効率機器等の導入や、ソフト面での削減を実施する。					
	(30)年度	高効率機器等の導入や、ソフト面での削減を実施する。					
	(31)年度	高効率機器等の導入や、ソフト面での削減を実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤は原則禁止で、電車・バス等を利用するものとする。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用を促進することで、自動車の利用と比べてCO2排出量を削減することができるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境省「ライトダウンキャンペーン」への参加						
特記事項	第二計画期間の超過削減量873トンを使用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区飯田橋3-10-10		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) KDDI株式会社 代表取締役社長 田中 孝司 電話 06-4977-6600					
主たる業種	移動電気通信業	細分類番号	3 7 2 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	かけがえのない地球を次の世代に引継ぐことができるよう、地球環境保護を推進することがグローバル企業としての重大な責務であるとともに、環境に配慮した積極的な取組を会社全体で続けてゆきます。						
計画を推進するための体制	各本部・事業所・総支社・グループ会社・関連団体から選任された委員で構成される「KDDI CSR環境委員会」を中心に環境マネジメントシステムを構築し、グループ全体で効率的な環境保全活動を推進してゆきます。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,448.2 トン	10,960.8 トン	10,960.8 トン	10,960.8 トン	4.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,552.8 トン	10,960.2 トン	10,960.2 トン	10,960.2 トン	14.7 パーセント	
	目標の根拠	29年度~31年度、携帯電話基地局数が基準年度に対し増える見込みであるが、高効率設備を導入することで、温室効果ガス排出量増を抑制する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所/基地局	事業活動に伴う排出の量 (携帯電話加入者数)	2.15	2.16	2.08	2.00	-3.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	携帯電話加入者数を原単位とする指標では、加入者増に伴い、基準年度の指標をクリアできる。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		127.0 パーセント	127.0 パーセント	127.0 パーセント	127.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	消費電力の少ない設備の導入					
	(30)年度	消費電力の少ない設備の導入					
	(31)年度	消費電力の少ない設備の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤規程の条件を満たし、会社の承認を受けた者とする。(京都事務所は、条件を満たさないため、原則自動車通勤禁止)					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関を利用することで、地球温暖化防止に少しでもつながると考えている。京都市地球温暖化対策条例の施行以前より、上記措置は実施しているため、排出量への影響はない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.6 トン	0.6 トン	0.6 トン	28年度実績より		
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.6 トン	0.6 トン	0.6 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「+αプロジェクト」での取組み、取扱説明書・梱包箱を回収する「取説サイクル」の古紙売上金を活用した活動を通じて、お客様/社員とともに全国の森林保全活動に取り組んでいる。						
特記事項	携帯電話基地局数は増加傾向にあります。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7 2 1 - 1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪ホテルズ&リゾート株式会社 代表取締役社長 稲地 利彦 電話 075 - 361 - 3211					
主たる業種	宿泊・物販・貸室・飲食	細分類番号	7 5 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	施設課統括支配人を環境管理責任者とするKES環境マネジメントシステムにおいて、平成26年度から28年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	5,838.2 トン	5,779.5 トン	5,721.3 トン	5,663.4 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,724.9 トン	5,738.8 トン	5,680.6 トン	5,622.6 トン	-0.8 パーセント	
目標の根拠		高効率機器への更新を推進し、目標削減率(3%)を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	ホテル・飲食	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	11.65	11.53	11.42	11.30	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		節電の徹底及び熱源・空調機器の適正な運転管理を推進し、排出量の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		76.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	LED蛍光灯への更新(京都タービュル)、貫流ボイラー更新(京都センチュリーホテル)					
	(30)年度	貫流ボイラー更新(京都センチュリーホテル)					
	(31)年度	貫流ボイラー更新(京都センチュリーホテル)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社内規定により自家用車で通勤の禁止					
	上記の措置を採用する理由	当社の事業所は全て京都駅近くに位置し通勤手段として公共交通機関が利用でき、自家用車の使用の必要が無い為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	1.0	トン	1.0	トン	1.0	トン
合 計	1.0	トン	1.0	トン	1.0	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・京都市主催「DO YOU KYOTO?プロジェクト」「伝統的セブライツダウン」環境省主催「夏至及びセブライツダウン」に参加						
特記事項	・社名変更 旧「京都タワー株式会社」→新「京阪ホテルズ&リゾート株式会社」 ・報告者変更 新「代表取締役社長 稲地 利彦」 ・事業者追加 「京都センチュリーホテル」平成28年10月1日付 ・超過差し引きを行う年度及び差し引き量 平成28年度、119.2トン						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 医療法人財団 康生会 理事長 武田 隆司 T E L 075-361-1267					
主たる業種	病院	細分類番号	8 3 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー原単位を毎年1%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	院長(理事)を委員長とする省エネルギー委員会において、目標計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,503.7 トン	3,010.0 トン	2,980.1 トン	2,950.5 トン	-15.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,482.1 トン	2,757.4 トン	2,727.5 トン	2,697.9 トン	-21.7 パーセント	
目標の根拠	職員の省エネ意識を高めるとともに、各施設の老朽化した空調設備を省エネタイプに入替、照明のLED化を進める。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	医療	事業活動に伴う排出の量 (床面積 1/100)	16.33	14.03	13.89	13.75	-14.94 パーセント
	医療	事業活動に伴う排出の量					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	病院機能から季節的に患者数が変動するので、原単位を床面積とする。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	125.0 パーセント	33.0 パーセント	100.0 パーセント	166.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	康生会武田病院におけるLED化(CCF Lの入替)の推進					
	(30)年度	各施設でのLED化を推進する。					
	(31)年度	北山武田病院の空調機を省エネタイプに入替える。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	基本的にマイカー通勤は認めていない。					
	上記の措置を採用する理由	緊急要員以外の駐車場は設置していない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ライトダウンキャンペーンへの参加						
特記事項	超過削減量の差引き・H29年度(252.6t)・H30年度(252.6t)・H31年度(252.6t)						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市左京区岩倉大鷲町422番地		平成29年9月12日					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 公益財団法人国立京都国際会館 理事長 稲盛 和夫 電話 075-705-1234							
主たる業種	集会場	細分類番号 9 5 1 1					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	運営方針の一つに『地球環境保全の追求』を掲げ、気候変動に関する京都議定書が採択された場として、率先して地球環境に優しい会議場を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進組織のリーダーは事務局長とし、メンバーは施設部内のエネルギー管理企画推進者並びにエネルギー管理員で構成し、改修等により省エネの推進を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,242.4 トン	3,654.9 トン	4,748.0 トン	4,996.8 トン	5.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,975.9 トン	3,573.7 トン	4,665.6 トン	4,914.2 トン	10.3 パーセント	
目標の根拠	新展示場が完成し、実運用に伴うエネルギー排出が未知数な為、基準年度の1.3倍を想定して目標設定を行った。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	集会場	事業活動に伴う排出の量 (年間会議参加者数 百人)	1.64	1.66	1.47	1.49	-6.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	第3計画期間の第1年度は新展示場の完成及び稼働を予定しており、第2・第3年度はさらに利用頻度が上昇すると想定して、目標設定を算出している。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	新展示場建設工事による利用低下によるエネルギー消費低下。					
	(30)年度	新展示場完成及び運用を想定し機器の適正な運転管理に努める。					
	(31)年度	新展示場による増加分を想定し機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤を原則禁止としている。					
	上記の措置を採用する理由	催事利用者用駐車場削減に伴い、職員及び協力会社の車通勤を原則禁止としている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	5.2 トン	6.0 トン	6.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	7.8 トン	9.0 トン	9.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	KYOTO地球環境の殿堂コーナーの設置、日本庭園の持続及び管理、館内見学会の実施						
特記事項	『KYOTO地球環境の殿堂』表彰者の紹介展示コーナーを正面玄関及び地下鉄連絡通路の2箇所に設置。 館内見学による、庭園散策及び京都議定書採択による省エネ意識の発信。 超過削減量 第一年度H29年度 73.4トン、第二年度H30年度 73.4トン、第三年度H31年度 73.6トン						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成30年1月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 独立行政法人国立病院機構 理事長 楠岡 英雄 電話 03-5712-5050					
主たる業種	一般病院	細分類番号	8 3 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善及び設備の改善、廃棄物排出量の削減等につとめ、温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	病院内の委員会を中心に省エネ、二酸化炭素排出量削減を訴え、職員に省エネに対する意識改革を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,747.1 トン	11,565.9 トン	11,432.3 トン	11,348.1 トン	-2.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,320.9 トン	11,565.9 トン	11,432.3 トン	11,348.1 トン	1.1 パーセント	
目標の根拠	機器の更新や、運転管理の見直しにより排出量を削減を行う。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	病院	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	1.64	1.61	1.60	1.58	-2.64 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	機器の更新や、運転管理の見直しにより排出量を削減を行う。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	56.0 パーセント	56.0 パーセント	56.0 パーセント	56.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	職員一人一人の省エネへの意識改革。(節電の徹底等)					
	(30)年度	職員一人一人の省エネへの意識改革。(節電の徹底等)					
	(31)年度	職員一人一人の省エネへの意識改革。(節電の徹底等)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	平成29年4月1日から院内駐車場のバスカード料金改定実施。 (300円/月→1000円/月)					
	上記の措置を採用する理由	通勤距離の短い職員の通勤方法を徒歩や自転車等に切り替えるように促す為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	国立病院機構本部を中心に、全国のグループ及び病院において、温室効果ガス低減への取組みを推進しており、毎年度、「国立病院機構環境報告書」を作成・公表している。また、優秀な取組みに対しては表彰を行う等、職員の環境への意識向上に努めている。						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。